項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「一・六三一一」を「一・四四五一」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「3」を「20」に、「0.4」を「0.2」に、「1,910」を「2,020」に、「平成17年」を「平成12年」に、「除く。）の人口」を「除く。）の人口（以下「島しょ人口」という。）」に改め、同項を第二十項とする。

第十一条の二第一項中「「小学校費」にあつては0.169、「中学校費」にあつては0.169」を「「小学校費」にあつては0.166、「中学校費」にあつては0.167」に改め、第二項中「0.103」を「0.102」に、「1.25」を「1.23」に改め、同条第三項中「0.0845」を「0.0861」に改め、同項算式の符号Aを次のように改める。

A　次の算式アによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$62.61\times\frac{a-b}{b}+2.110$$

$\frac{a-b}{b}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　農林水産省が調査した生産農業所得統計における農業産出額の計のうち平成17年分、平成18年分及び平成19年分として公表された数値の合算額を３で除して得た数（億円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　農林水産省が調査した生産農業所得統計における農業産出額の計のうち平成16年分、平成17年分及び平成18年分として公表された数値の合算額を３で除して得た数（億円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成21年総務省令第　　号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「改正前の省令」という。）第11条の２第３項の平成20年度分の算式の符号αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第３項の平成20年度分の算式の符号βの率と同一の率

第十一条の二第四項中「0.1289」を「0.1253」に、「0.0605」を「0.0585」に改め、同項算式の符号A及びBを次のように改める。

A　次の算式アによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$120.48\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}+0.639$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$120.48\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}+0.639$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　商業統計調査規則により平成19年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成20年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　商業統計調査規則により平成16年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成17年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成20年度分の算式の符号Ａ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成20年度分の算式の符号Ａ中βの率と同一の率

B　次の算式イによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式イ

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式イの符号

α　次の算式Ⅱによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅱ

$$29.67\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}-0.484$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$29.67\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}-0.484$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

ａ　工業統計調査規則によつて調査された平成18年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　工業統計調査規則によつて調査された平成15年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成20年度分の算式の符号Ｂ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成20年度分の算式の符号Ｂ中βの率と同一の率

第十一条の二第五項中「0.9958」を「0.9954」に、「0.0042」を「0.0046」に、「2.800」を「2.700」に、「96.4」を「96.6」に、「1.800」を「1.700」に改め、「、狩猟者登録税収入済額（都道府県調査票徴収実績の表側「⑼狩猟者登録税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）」を削り、「⑽固定資産税（特例）」を「⑼固定資産税（特例）」に改め、「、狩猟者登録税調定済額（都道府県調査票徴収実績の表側「⑼狩猟者登録税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）」を削り、「96.4」を「96.6」に改め、同条第六項中「0.1496」を「0.1533」に、「0.3388」を「0.3471」に改め、同項算式アを次のように改める。

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$